

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 土木一式工事  |
| (2) 件名    | 橋梁耐震整備工事（千代田橋）その3   |
| (3) 場所    | 越谷市大字増林地内外  |
| (4) 履行期間  | 令和4年4月1日から令和4年6月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 30,250,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 池中建設株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷7-31-3   |
| (8) 概要    | 千代田橋（橋長L=52.5m、全幅員W=20.8m）<br>土工 1式<br>仮設工 1式   |
| (9) 理由    | 【特命随意契約理由】<br>本工事は、既設工事である橋梁耐震整備工事（千代田橋）と施工範囲が重なる箇所の工事を行うため、上記既設工事と密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性及び品質を確保できるとともに、経費の合算により、コストの削減が図られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、上記既設工事の落札業者である池中建設株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 桜井小学校外13校プールろ過機改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市大字大泊1, 140番地外   |
| (4) 履行期間  | 令和4年4月22日から令和4年10月31日まで  |
| (5) 契約金額  | 7,260,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社三進ろ過工業<br>東京営業所  |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巣鴨1-9-11   |
| (8) 概要    | 工事の概要：桜井小学校、荻島小学校、増林小学校、川柳小学校、南越谷小学校、東越谷小学校、蒲生南小学校、平方小学校、大間野小学校、宮本小学校、鷺後小学校、明正小学校、千間台小学校、桜井南小学校のプールろ過機の改修工事を行う。  |
| (9) 理由    | 随意契約理由：本工事は、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するものです。<br><br>特命理由：本工事は、既存ろ過機の一部を工事するものであり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるので、工事後のろ過機の機能維持と施工責任の所在を明確にするため、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所を特命にて契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 西中学校外5校プールろ過機改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市神明町二丁目385番地外  |
| (4) 履行期間  | 令和4年4月25日から令和4年10月31日まで  |
| (5) 契約金額  | 7,480,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社三進ろ過工業<br>東京営業所  |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巣鴨1-9-11   |
| (8) 概要    | 工事の概要：西中学校、北陽中学校、武蔵野中学校、大袋中学校、新栄中学校、大相模中学校のプールろ過機の改修工事を行う。   |
| (9) 理由    | 随意契約理由：本工事は、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するものです。<br>特命理由：本工事は、既存ろ過機の一部を工事するものであり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、工事後のろ過機の機能維持と施工責任の所在を明確にするため、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所を特命にて契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 御料堀ポンプ場No. 1原動機修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市弥栄町一丁目195番地123   |
| (4) 履行期限  | 令和4年4月25日から令和4年6月17日まで  |
| (5) 契約金額  | 1,980,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | クボタ環境エンジニアリング株式会社   |
| (7) 受注者住所 | 東京都中央区京橋2-1-3   |
| (8) 概要    | No. 1燃料噴射ポンプのオーバーホール一式  |
| (9) 理由    | <p>特命随意契約該当理由</p> <p>本修繕は、故障した株式会社クボタ社製ポンプの原動機修繕を行うものです。原動機の分解・整備を実施するにあたり、製造メーカー以外の者が修繕を行うとポンプの品質性能及び製品の保障を得ることが不能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本設備の知識や現場の状況等に精通した製造メーカー系列会社であるクボタ環境エンジニアリング株式会社と特命随意契約するものです。</p> |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 市立図書館空調用自動制御機器更新工事  |
| (3) 場所    | 越谷市東越谷四丁目9番地1   |
| (4) 履行期間  | 令和4年5月9日から令和5年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 25,003,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | アズビル株式会社<br>ビルシステムカンパニー北関東支店  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2  |
| (8) 概要    | 中央監視装置及び空気調和設備の自動制御機器の更新を行う。  |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由<br>本件は、中央監視装置及び空気調和設備の自動制御機器の更新工事であり、作動なくなると、施設管理において大きな支障をきたすこととなります。<br>当該製品は、下記推薦業者である、アズビル株式会社製であり、機器の設置や設置盤の加工、修理後のシステム設定など、当該業者しか行えないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本機器の製造メーカーである、アズビル株ビルシステムカンパニー北関東支店と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市役所新庁舎外構工事設計変更業務委託
- (3) 場 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
- (4) 履 行 期 間 令和4年5月26日から令和5年1月31日まで  
(5) 契 約 金 額 4,246,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 (委託概要)  
越谷市役所新庁舎建設に伴い、外構整備の変更設計業務等を行う。  
(委託目的)  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 (特命随意契約理由)  
本業務は、越谷市役所新庁舎外構工事の変更設計業務等を委託するものである。外構工事については、現在、建設中の新庁舎建設工事の計画通知に外構工事が含まれており、計画通知の変更申請が生じることになる。  
責任の所在を明確にするために、新庁舎建設工事の計画通知申請関係者が計画通知変更申請を行う必要があり、また、外構工事は建設中の新庁舎建設工事、既存庁舎などと密接な関係性を持つことから、新庁舎建設工事の内容、既存庁舎を熟知し調整を図る必要性が生じる。  
以上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記の条件に該当し「越谷市役所新庁舎建設工事監理業務委託」を受注した「梓設計・越谷建築設計監理事業協同組合設計共同体」の構成員であり、既存庁舎改修設計業務を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」と特命随意契約とする。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 城ノ上小学校エアコン移設工事  |
| (3) 場所    | 越谷市大字増林6, 066番地1  |
| (4) 履行期間  | 令和4年6月2日から令和4年12月15日まで  |
| (5) 契約金額  | 52,954,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社ナカノヤ  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11   |
| (8) 概要    | 工事の概要：旧蒲生小学校解体工事に伴い、旧蒲生小学校のエアコン室内外機を城ノ上小学校に移設する。（設置箇所：屋内運動場、多目的スペース、家庭科室、家庭科準備室、図工室、図工準備室、会議室、配膳室、ボランティア事務室、理科室、理科準備室、音楽準備室）  |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本工事は、別途工事である旧越谷市立蒲生小学校校舎等解体工事に伴い、既存エアコンを城ノ上小学校へ移設するものです。既存エアコンの維持管理はPFIこしがや学習環境整備株式会社がおこなっていることから、令和3年度までPFIこしがや学習環境整備株式会社を契約相手方としていましたが、当該業者より会社の方針等により、施工を担当する構成企業を契約相手方として欲しい旨の申し出がありましたので、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、構成企業である株式会社ナカノヤと特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建具工事  |
| (2) 件名    | オーバースライディングドア修繕（蒲生分署 外2分署）  |
| (3) 場所    | 越谷市蒲生寿町4番6号 外2か所  |
| (4) 履行期限  | 令和4年6月9日から令和4年8月31日まで   |
| (5) 契約金額  | 1,974,500円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 文化シャッター株式会社<br>越谷営業所  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市赤山本町11-1<br>K1ビル2階  |
| (8) 概要    | 蒲生分署外2か所に設置しているオーバースライディングドアの修繕を行うものです。   |
| (9) 理由    | 本工事は、蒲生分署外2か所に設置しているオーバースライディングドアの修繕であり、機器等の故障に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、機器メーカーであり保守管理業務を委託している文化シャッター株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 千間台第一ポンプ場遠方監視制御装置更新工事  
(3) 場 所 越谷市千間台西四丁目4番地  
(4) 履 行 期 間 令和4年6月17日から令和5年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 33,000,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社  
東日本本部北関東営業所  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区仲町2-28-3  
(8) 概 要 遠方監視制御装置（子局）ユニット更新 一式  
ゲート制御（親局）ユニット更新 一式  
(9) 理 由 特命随意契約該当理由  
更新対象となる遠方監視制御装置が監視しているポンプ場等は、昼夜問わず稼働しており、市民生活に係る重要な施設である。  
本工事では、遠方監視制御装置の機能を維持したまま一部装置の更新を行うことから、製造業者以外では装置を更新することができない。そのため、当該施設の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、製造業者である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と特命随意契約を締結するものである。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 大袋小学校エアコン移設工事   |
| (3) 場所    | 越谷市大字大竹147番地  |
| (4) 履行期間  | 令和4年6月17日から令和4年11月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 2,860,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社ナカノヤ  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11   |
| (8) 概要    | ・別途発注工事である大袋小学校普通教室改修工事に伴い、間仕切り壁位置が変更になるため、エアコンを移設する。   |
| (9) 理由    | 執行方法：自治令第167条の2第1項第2号<br>理由：本工事は、別途工事である大袋小学校普通教室改修工事に伴い、既存エアコンを移設するものです。既存エアコンの維持管理はPFIこしがや学習環境整備株式会社がおこなっていることから、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、PFIこしがや学習環境整備株式会社の構成企業である株式会社ナカノヤと特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道マンホール蓋交換工事（越谷第十処理分区）  
(3) 場 所 越谷市伊原二丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和4年6月22日から令和4年9月30日まで  
(5) 契 約 金 額 1,991,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 富士興業株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市下間久里514  
(8) 概 要 マンホール蓋交換 8箇所  
付帯工 1式  
(9) 理 由 本工事は、越谷・松伏水道企業団発注の舗装工事と一連で作業することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保できるとともに、経費の合算によりコスト削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記の舗装工事の受注者である富士興業株式会社に特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建築コンサルタント（登録有）  |
| (2) 件名    | （仮称）緑の森公園保育所建設工事監理業務委託  |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷字一番2620番1外  |
| (4) 履行期間  | 令和4年6月21日から令和6年1月31日まで  |
| (5) 契約金額  | 35,288,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社新居千秋都市建築設計  |
| (7) 受注者住所 | 東京都目黒区祐天寺2-14-19<br>四宮ビル2階  |
| (8) 概要    | 委託の概要：（仮称）緑の森公園保育所建設工事の工事監理業務を委託する。<br>委託の目的：本業務は、「（仮称）緑の森公園保育所建設工事」の工事監理業務を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められるため。  |
| (9) 理由    | 特命理由：本施設は越谷市内では前例のない規模の保育所であり、既存施設の業務形態や運営状況を組み入れた実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「株式会社新居千秋都市建築設計」を特命とするものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録無）  
(2) 件 名 増森排水機場補修工事設計業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字増森地内
- (4) 履 行 期 間 令和4年6月22日から令和5年3月24日まで  
(5) 契 約 金 額 693,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 埼玉県土地改良事業団体連合会
- (7) 受注者住所 埼玉県熊谷市籠原南2-83
- (8) 概 要 業務の概要  
実施設計 一式、出来高設計 一式  
委託の理由  
本業務は、土地改良施設維持管理適正化事業に基づく工事を円滑に進めるにあたり、高度な専門的知識及び技術等を活用するため委託をするものです。
- (9) 理 由 執行方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  
理由：本業務は、土地改良施設の補修工事における、設計業務を行うものであり、業務を行うには土地改良事業に関する専門的な知識や経験、実績が必要とされます。  
埼玉県土地改良事業団体連合会は土地改良法に基づき設立された法人であり、土地改良事業に特化していることから知識や経験、実績を活かし本市を含む会員に対して土地改良事業に関する技術指導を行っております。また、当団体は土地改良法第111条の4により営利を目的としないため、経費の削減が見込まれます。  
よって、本業務委託の受託者として埼玉県土地改良事業団体連合会が適任であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規程により特命随意契約とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 越谷第二ポンプ場高圧受電盤内部制御回路ユニット緊急修繕
- (3) 場 所 越谷市宮本町三丁目1番地13
- (4) 履 行 期 限 令和4年7月3日から令和5年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 3,313,200 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社大久保電気
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1554-3
- (8) 概 要 令和4年7月3日に越谷第二ポンプ場の高圧受電盤内部制御回路ユニットが発火し焼損が確認され、緊急修繕を実施しなければ周辺地域の汚水排水が出来なくなり、市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があったため、令和4年7月3日に、文書によらず口頭にて決裁権者である課長の決裁を得て、執行しました。  
つきましては、執行後となりますが文書にて記録を残す必要があるため、起案いたします。
- (9) 理 由 越谷第二ポンプ場の高圧受電盤内部制御回路ユニットが発火し焼損が確認され、緊急修繕を実施しなければ周辺地域の汚水排水が出来なくなることから緊急に対応する必要があります。  
以上のことから、競争入札を実施する時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、早急に対応が可能である株式会社大久保電気と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 市立病院新棟エレベーター改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市東越谷十丁目32番地   |
| (4) 履行期間  | 令和4年7月12日から令和5年3月15日まで  |
| (5) 契約金額  | 38,500,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社<br>関越支社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区仲町1-110  |
| (8) 概要    | 市立病院新棟に設置されている既存エレベーター2台の部材更新工事   |
| (9) 理由    | 本工事は、既存エレベーターの一部の更新工事であり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、工事後のエレベーターの機能維持と施工責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、既存エレベーターメーカーである「三菱電機ビルソリューションズ（株）関越支社」を特命にて契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 防災行政無線受信設備設置工事  
(3) 場 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番地1号外  
(4) 履 行 期 間 令和4年7月22日から令和5年2月28日まで  
(5) 契 約 金 額 3,300,000円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社メディアトライ  
(7) 受注者住所 広島県広島市西区己斐本町三丁目16番21号  
(8) 概 要 市防災無線設備に機器を新設し、株式会社エフエムこしがやの放送に緊急放送を割り込ませる。
- (9) 理 由
- 【随意契約理由】  
本工事は、株式会社エフエムこしがやの設備と密接不可分の関係であることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するものです。
- 【特命理由】  
本工事は、防災行政無線の音声情報を株式会社エフエムこしがやの電波を使用して発信するため、株式会社エフエムこしがやのスタジオの設備と密接不可分の関係にあることから、同一業者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、株式会社エフエムこしがやのスタジオの設備工事を行う、株式会社メディアトライを特命にて契約を締結するものです。



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 地質調査（登録有）  
(2) 件 名 川柳小学校地質調査業務委託
- (3) 場 所 越谷市川柳町一丁目471番地の1
- (4) 履 行 期 間 令和4年7月6日から令和4年8月31日まで  
(5) 契 約 金 額 1,573,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社建設地盤  
埼玉営業所  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市宮前1-19-26
- (8) 概 要 委託の概要：越谷市立川柳小学校仮設校舎の建設に伴う地質調査業務を委託する。  
・ボーリング箇所数 L=30m 1ヶ所（同一敷地内における過去柱状図参考）  
・孔内水平載荷試験 1ヶ所  
・室内土質試験 1式  
・スウェーデン式サウンディング L=10m 4ヶ所  
・総合解析 1式  
  
委託の理由：本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本案件は、一般競争入札にて再度入札を実施しましたが、予定価格以内の応札が無く、落札者の決定にいたりませんでした。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。  
なお、本案件の直近の入札において応札があった業者による見積合わせ（6者）とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定  
(2) 件 名 令和5年度固定資産評価の時点修正に関する業務委託
- (3) 場 所 越谷市千間台東一丁目6番15外598箇所
- (4) 履 行 期 間 令和4年7月8日から令和4年10月14日まで  
(5) 契 約 金 額 7,808,075 円(税込み)  
(6) 受 注 者 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-1-1
- (8) 概 要 固定資産（土地）については、地方税法附則第17条の2の規定により、基準年度の価格を3年間据え置くこととされている地方税法第349条の規定に関わらず、据え置き年度である令和5年度においても地価が下落していると認められる地域に対して前年度の価格によることが課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、市長が価格の修正を行うことができるとされています。  
本業務は、令和5年度の土地の評価額の修正の可否を判断するにあたり、不動産鑑定士による鑑定評価を活用し、令和2年1月1日から令和4年7月1日までの本市における地価の下落状況を把握するため、標準宅地599地点の不動産鑑定評価を専門業者に委託するものです。
- (9) 理 由 随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。  
標準宅地の時点修正率を求める鑑定評価には、越谷市の地域特性を十分に把握し、固定資産の鑑定評価について十分に精通している者を相手方にする必要があり、価格面を主眼とした競争入札ではその確保が難しいことから随意契約とするものです。  
特命理由：令和3年度標準宅地の鑑定評価を行った者が同一標準宅地の時点修正鑑定評価を行うことにより、より正確で適正な地価動向の把握が可能となり、かつ越谷市周辺市町との接点部及び埼玉県内の市町村の時点修正率の調整並びに不動産鑑定士間の情報交換を円滑に行うことが可能になるため、下記推薦業者を契約の相手方とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 機械器具設置工事  
(2) 件 名 東越谷第一ポンプ場脱臭設備修繕
- (3) 場 所 越谷市東越谷二丁目13番地
- (4) 履 行 期 限 令和4年8月2日から令和5年1月31日まで  
(5) 契 約 金 額 2,090,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 荏原実業株式会社  
関東支社  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-4
- (8) 概 要 脱臭剤交換 1式
- (9) 理 由 随意契約該当理由  
脱臭設備は、汚水ポンプ同様に継続的に使用される設備であり、衛生環境を維持するための重要な設備である。  
そのため、高品質な修繕が可能な信頼のおける業者と契約する必要があり、価格面の競争を主眼とした競争入札では、その確保が難しいため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。
- 特命の理由  
脱臭設備は、継続的に利用されるために信頼のおける業者と契約する必要がある。  
また、責任の所在を明確にするために当製品のメーカーであり、施工者である荏原実業株式会社関東支社を契約の相手方とする。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 盛土整地工事（102街区）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和4年8月9日から令和4年11月30日まで  
(5) 契 約 金 額 4,840,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社水口土建
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市南越谷4-8-9  
ザ・ウインベル新越谷401
- (8) 概 要 敷地造成工 A=873.0m<sup>2</sup>  
掘削 V=1245m<sup>3</sup>  
埋戻（発生土） V=537m<sup>3</sup>  
埋戻（流用土） V=442m<sup>3</sup>  
発生材分別 V=653m<sup>3</sup>  
穀運搬処理 V=19m<sup>3</sup>  
整地 V=633m<sup>3</sup>
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-82号線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より現場管理費及び一般管理費においてコストの削減ができることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 新開堀排水機場遠方監視制御装置改修工事  
(3) 場 所 越谷市大字増林6809番地2  
(4) 履 行 期 間 令和4年8月19日から令和5年3月17日まで  
(5) 契 約 金 額 13,860,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社  
東日本本部北関東営業所  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区仲町2-28-3  
(8) 概 要 新開堀排水機場遠方監視制御装置子局更新 一式

- (9) 理 由 特命随意契約該当理由：  
更新対象となる遠方監視制御設備が監視しているポンプ場・排水機場は、台風や豪雨などの浸水被害の軽減を目的としている市民生活に係る重要な施設である。  
本工事では遠方監視制御設備の機能を維持したまま一部設備の更新を行うことから、製造業者以外では設備を更新することができない。そのため、当該設備の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、製造業者である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と特命随意契約を締結するものである。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設NO. 2回転円盤装置減速機外交換修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市大字砂原146番地1  |
| (4) 履行期限  | 令和4年8月19日から令和5年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 2,475,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社神鋼環境ソリューション<br>東京支社  |
| (7) 受注者住所 | 東京都品川区西品川1-1-1<br>住友不動産大崎ガーデンタワー   |
| (8) 概要    | 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設の回転円盤装置減速機外の交換。   |
| (9) 理由    | 本修繕は、浸出水処理施設の回転円盤装置減速機外の交換であり、機器等の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、水処理施設の設計・施工業者であり、かつ保守管理業者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社に、特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 土木一式工事   |
| (2) 件名    | 千間台小学校校庭改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市千間台西五丁目4番地  |
| (4) 履行期間  | 令和4年8月19日から令和4年9月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 4,180,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社三上建設   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大林471  |
| (8) 概要    | 校庭の砂の飛散を抑えるため表層改良を行う。  |
| (9) 理由    | 本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため中止となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定   |
| (2) 件名    | 令和6基準年度固定資産税評価替えにおける標準宅地鑑定評価に関する業務委託   |
| (3) 場所    | 越谷市千間台東一丁目6番15外595箇所   |
| (4) 履行期間  | 令和4年8月12日から令和5年3月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 36,610,035 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-1-1   |
| (8) 概要    | <p>固定資産（土地）の価格は、地方税法の規定により総務大臣の告示による固定資産評価基準によって決定しなければならないとされております。</p> <p>固定資産評価基準により、標準宅地の適正な時価を求める場合には基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示価格及び不動産鑑定士（補）による鑑定評価から求められた価格等を活用することと規定されております。</p> <p>本業務は、令和6基準年度における固定資産（土地）の価格を決定するにあたり、固定資産評価基準の規定に基づき、価格調査基準日である令和5年1月1日時点の越谷市内の標準宅地の適正な時価を求めるものであり、専門的技術を要することから市で業務を行うことは困難であるため、標準宅地596地点の不動産鑑定評価を専門業者に委託するものです。</p>  |
| (9) 理由    | <p>随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。</p> <p>標準宅地の鑑定評価業務は、越谷市内全体の固定資産評価額の価格算定の根幹であるため、越谷市の地域特性と価格体系を十分に把握し、固定資産の鑑定評価及び公的土壌評価業務について十分に精通している者を相手方にする必要があり、価格面を主眼とした競争入札ではその確保が難しいことから随意契約とするものです。</p> <p>特命理由：標準宅地の鑑定評価業務は、より正確で適正な地価動向を把握するために、地価公示価格、都道府県地価調査価格、相続税路線価等の公的鑑定評価との均衡及び固定資産評価における市内全体の面的な均衡並びに近隣市町との接点部における均衡に十分留意する必要があります。下記推薦業者は、公的鑑定評価を行っており、埼玉県内及び近隣市町との接点部等の鑑定価格の調整会議を開催する唯一の業者であり、鑑定評価員間における情報交換を円滑に行うことが可能であり、さらに本市における過去の基準年度における鑑定契約においても十分な実績があることから下記推薦業者を契約の相手方とするものです。</p> |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 種別    | 清掃施設工事                            |
| (2) 件名    | リサイクルプラザ資源化施設アルミ缶プレス機修繕           |
| (3) 場所    | リサイクルプラザ 越谷市大字砂原355番地             |
| (4) 履行期限  | 令和4年9月16日から令和5年3月28日まで            |
| (5) 契約金額  | 3,245,000円(税込み)                   |
| (6) 受注者   | 新明和工業株式会社<br>産機システム事業部環境システム本部営業部 |
| (7) 受注者住所 | 東京都台東区上野7-12-14                   |
| (8) 概要    | リサイクルプラザ資源化施設アルミ缶プレス機の修繕          |

- |        |  |
|--------|--|
| (9) 理由 | 特命随意契約該当理由<br>当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。 |
|--------|--|

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 種別    | 清掃施設工事                            |
| (2) 件名    | リサイクルプラザ資源化施設ガス検知器交換修繕            |
| (3) 場所    | リサイクルプラザ 越谷市大字砂原355番地             |
| (4) 履行期限  | 令和4年9月16日から令和5年3月28日まで            |
| (5) 契約金額  | 2,387,000円(税込み)                   |
| (6) 受注者   | 新明和工業株式会社<br>産機システム事業部環境システム本部営業部 |
| (7) 受注者住所 | 東京都台東区上野7-12-14                   |
| (8) 概要    | リサイクルプラザ資源化施設ガス検知器の交換修繕           |

- |        |  |
|--------|--|
| (9) 理由 | 特命随意契約該当理由<br>当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。 |
|--------|--|

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 建具工事   |
| (2) 件名    | 中央市民会館自動ドアセンサー交換修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号  |
| (4) 履行期限  | 令和4年9月26日から令和5年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 2,299,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | ナブコシステム株式会社<br>越谷営業所   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市瓦曾根1-1-23<br>パークマгноリア越谷1階   |
| (8) 概要    | 西側正面入り口の自動ドアセンサー、他老朽化部品の交換を行う。   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本工事は、自動ドアの経年劣化による部品の交換修繕を行うものです。修繕後の機能維持と施工責任の所在を明確にする必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、既存自動ドアの製造者であり保守管理業務委託の受注者である「ナブコシステム株式会社越谷営業所」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定  
(2) 件 名 不動産鑑定評価委託（越谷市大字袋山）外2か所  
(3) 場 所 越谷市大字袋山828番地14 外2か所  
(4) 履 行 期 間 令和4年9月2日から令和4年9月30日まで  
(5) 契 約 金 額 528,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 荒井不動産コンサルタント  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市南越谷1-26-7  
南越谷第一マンション307号室  
(8) 概 要 差押不動産の換価にあたっては、当該財産の客観的時価を基に総合的に判断した価値から、公売の特殊性を考慮して見積もった価格を公売における最低売却価格とする必要があります。その適正な評価額を算出するため、また同時に滞納者の財産権を侵害しないようにするため、不動産価格に関する専門家である鑑定士に委託するものです。  
(9) 理 由 随意契約理由  
本市では、不動産の公売について、今年度より県の共同公売に参加する予定ですが、本業務は、その参加にあたり必要となる、不動産見積額の算出を委託するものです。  
この共同公売への参加により、従来の市単独公売と比べて、広告費の削減とともに、必要人員も10人程度削減可能であるほか、広告範囲の拡大により、入札参加者も4倍以上となる見込みであり、競争性の向上により、落札価格の上昇も期待できます。  
しかしながら、今年度の共同公売の参加締め切りが間近であり、仮に本業務を競争入札に付した場合、共同公売に参加できず、市の単独公売を余儀なくされることとなります。  
そのため、本業務を入札に付すことが、かえって不利となると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本市の地域性を熟知する市内業者での見積もり合わせにより実施するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定  
(2) 件 名 コミュニティプラザ不動産鑑定評価委託
- (3) 場 所 埼玉県越谷市南越谷一丁目2876番1
- (4) 履 行 期 間 令和4年9月16日から令和4年11月30日まで  
(5) 契 約 金 額 1,980,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 大和不動産鑑定株式会社  
東京本社
- (7) 受注者住所 東京都千代田区一ツ橋1-1-1  
パレスサイドビル
- (8) 概 要 【委託概要】  
本業務は、新たな越谷サンシティ整備に関する民間事業者公募にあたり、民間事業者が市の土地を賃借して民間収益施設を整備・運営する場合の借地料を算定するにあたり、不動産鑑定業務を委託するものです。  
【委託目的】  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため、委託するものです。
- (9) 理 由 【特命・随意契約理由】  
本業務は、新たな越谷サンシティ整備に関する民間事業者公募にあたり、民間事業者が市の土地を賃借して民間収益施設を整備・運営する場合の借地料を算定するものです。  
現在の越谷サンシティについては、令和2年8月に越谷コミュニティプラザ株式会社（KCP）が所有する不動産の持分を市が取得した経緯があり、当該不動産売買契約に当たっては、不動産鑑定評価額を基にKCPと協議を実施し、売買価格を決定しました。  
本業務の実施に当たっては、上記不動産鑑定における査定根拠及び評価額との整合性、一貫性を確保することから、本業務内容に精通し、令和元年度に「コミュニティプラザ不動産鑑定業務委託」を受注した大和不動産鑑定株式会社と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 測量（登録有）  |
| (2) 件名    | 3級基準点点検測量業務委託  |
| (3) 場所    | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内   |
| (4) 履行期間  | 令和4年9月30日から令和5年2月28日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,850,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 東日本総合計画株式会社<br>越谷営業所   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-12-25   |
| (8) 概要    | 3級基準点測量（点検測量34点、新設測量1点）<br>西大袋土地区画整理事業地内における境界杭の設置に必要な3級基準点の精度を維持するため、3級基準点の点検し、亡失した3級基準点1点を新設するものです。本業務を遂行するにあたり、専門的知識・経験を有する者が専門の機材等を使用し行われなければならないため、業務に対応できる事業者へ委託するものです。  |
| (9) 理由    | 西大袋土地区画整理事業地内の測量業務委託（単価契約）及び令和2年度における3級基準点点検測量業務委託を請け負った東日本総合計画株式会社越谷営業所と特命随意契約を締結することにより、業務の一連性が図れる他、地区内を熟知していることから期間の短縮が図れること、他の契約の直接費を合算し委託設計における諸経費率を算出することにより、設計額において経費節減が図られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により特命随意契約により実施したい。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建具工事  |
| (2) 件名    | 児童館コスモス防火シャッター修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市千間台東二丁目9番地   |
| (4) 履行期限  | 令和4年10月4日から令和5年3月15日まで  |
| (5) 契約金額  | 4,950,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 文化シャッター株式会社<br>越谷営業所  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市赤山本町11-1<br>K1ビル2階  |
| (8) 概要    | 既存防火シャッターに危害防止装置の設置、他老朽化部品の交換を行う。   |
| (9) 理由    | 特命理由：本工事は、法改正により既存不適格となっていた既存防火シャッターに、是正のため危害防止装置を設置するものです。既存シャッターの一部を交換・新設するため、設置後の機能維持と施行責任の所在を明確にする必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、既存シャッターの製造者である「文化シャッター株式会社越谷営業所」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 稠密水位計設置工事
- (3) 場 所 越谷市七左町四丁目地内
- (4) 履 行 期 間 令和4年10月18日から令和5年1月20日まで  
(5) 契 約 金 額 1,540,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社東建エンジニアリング
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区東町一丁目36番1号
- (8) 概 要 工事概要：稠密水位計設置 1か所
- (9) 理 由 特命随意契約該当理由：  
本工事は大雨等における河川等の水位監視を行うための水位計を設置する工事である。  
水位監視にあたっては、現在主要な河川等3箇所において、大雨等による急激な水位変化を正確かつリアルタイムで把握するため、稠密水位計にて観測した水位データをクラウド通信サービスを利用し遠隔監視を行っている。  
今後、本工事により設置する水位計と既設の水位計を一体的に運用し、効率的な水防活動を行なうためには、既存システムへの接続が必要である。  
当システム機器の製造メーカーであり、他の業者では既存システムへの接続ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定より株式会社東建エンジニアリングと特命随意契約とするものである。



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 清掃施設工事  |
| (2) 件名    | リサイクルプラザ資源化施設粗破砕機ポンプ等修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市大字砂原355番地  |
| (4) 履行期限  | 令和4年10月28日から令和6年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 29,687,900 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 新明和工業株式会社<br>産機システム事業部環境システム本部営業部   |
| (7) 受注者住所 | 東京都台東区上野7-12-14   |
| (8) 概要    | リサイクルプラザ資源化施設粗破砕機ポンプ等部品の交換<br>・電磁弁交換 2台<br>・ポンプ交換 2台  |
| (9) 理由    | 当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。<br>また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として、1者特命とします。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 児童館コスモスエレベーター制御盤等改修修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市千間台東二丁目9番地   |
| (4) 履行期限  | 令和4年11月1日から令和5年7月31日まで  |
| (5) 契約金額  | 13,970,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | フジテック株式会社<br>北関東支店  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-75-1  |
| (8) 概要    | エレベーター制御盤等を改修修繕する。  |
| (9) 理由    | 本修繕は児童館コスモス既設エレベーターの制御盤等を交換修繕をするものです。当該製品は、フジテック株式会社製であり、機器の設置や設置制御盤の調整、修繕後のシステム設定など、当該業者しか行うことができず、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあるため、製造者であるフジテック株式会社北関東支店と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
- (2) 件 名 新川都市下水路築造付帯工事（4-1）
- (3) 場 所 越谷市新川町一丁目地内
- (4) 履 行 期 間 令和4年11月4日から令和5年3月15日まで
- (5) 契 約 金 額 7,339,200 円(税込み)
- (6) 受 注 者 山崎建設株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-12
- (8) 概 要 用水管布設工  
 鋳鉄管布設工Φ300 L=12.0m  
 人孔築造工 N=1基  
 ポリエチレン管布設工Φ300 L=33.7m  
 接続樹設置工 N=1基  
 道路復旧工  
 掘削部打換 A=3.9m<sup>2</sup>  
 影響部表層 A=32.8m<sup>2</sup>
- (9) 理 由 本工事は、既発注工事である新川都市下水路築造工事（3-2）の付帯でボックスカルバートの下部に用水管を埋設する工事のため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期短縮・円滑な施工・安全性を確保するとともに、経費の合算によりコスト削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記既発注工事の受注者である山崎建設株式会社と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事
- (2) 件 名 東越谷第一ポンプ場No. 4 汚水ポンプ電気設備等改築工事
- (3) 場 所 越谷市東越谷二丁目13番地
- (4) 履 行 期 間 令和4年11月4日から令和5年3月24日まで
- (5) 契 約 金 額 23,194,600 円(税込み)
- (6) 受 注 者 株式会社大久保電気
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1554-3
- (8) 概 要 No. 4 汚水ポンプ用コントロールセンタ盤×1面  
No. 4 汚水ポンプ用補助継電器盤（機能増設）×1面  
給気消音器×1式  
ガラリ工事×1式
- (9) 理 由 汚水ポンプ場は昼夜問わず稼働しており、市民生活に係る重要な施設である。  
本工事は既設工事である東越谷第一ポンプ場電気設備改築工事と密接な関連性があり、一連で作業することにより工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保できることから地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記既設工事の受業者である株式会社大久保電気と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
- (2) 件 名 下水道築造工事（区6-94号線外1路線）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和4年11月4日から令和5年2月10日まで
- (5) 契 約 金 額 3,388,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者 矢島建設株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959
- (8) 概 要 路線延長 L=54.4m  
管体延長 L=52.4m  
硬質塩化ビニル管φ200 L=52.4m  
組立1号マンホール 1箇所  
取付け管及び樹 5箇所
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-94号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコスト削減できることから、当該工事の受注者である矢島建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 建築一式工事   |
| (2) 件名    | 蒲生小学校仮設教室渡廊下改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市蒲生旭町1番75号   |
| (4) 履行期間  | 令和4年11月9日から令和5年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 6,710,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 立川ハウス工業株式会社<br>埼玉営業所   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-2<br>松栄浦和ビル  |
| (8) 概要    | 工事の概要：渡り廊下の動線を変更する   |
| (9) 理由    | 随意契約の理由：本工事は、現在リース契約している仮設教室の一部を改修するものであり、工事後の施工責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約を締結するものです。<br>特命理由：本工事は、現在リース契約している仮設教室に関わる工事であり、工事後の施工責任の所在を明確にするため、仮設教室の所有権を有している立川ハウス工業株式会社埼玉営業所に特命随意契約するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事
- (2) 件 名 道路照明灯更新工事（市道1120号線外6路線）
- (3) 場 所 越谷市花田六丁目地内外
- (4) 履 行 期 間 令和4年11月10日から令和5年3月15日まで
- (5) 契 約 金 額 11,990,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者 トバセ電気工事株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市砂原180-1
- (8) 概 要 道路照明灯更新 12基  
道路照明灯撤去 1基
- (9) 理 由 本案件は、一般競争入札にて再度入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため不調となったものです。  
そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。  
なお、応札のあった業者及び市内業者から受注意欲があることを確認できた業者6者による見積合わせとするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 電気工事   |
| (2) 件名    | 越谷市斎場設備改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市大字増林3989番地1   |
| (4) 履行期間  | 令和4年11月11日から令和6年3月15日まで  |
| (5) 契約金額  | 48,769,600 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社大林組<br>東京本店  |
| (7) 受注者住所 | 東京都港区港南2-15-2  |
| (8) 概要    | 自動火災報知設備、中央監視設備（照明設備）の各機器の更新及び改修工事を行う  |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由<br>本工事は、既存の電気設備（監視設備、自動火災報知設備）を更新するものです。斎場開場以来、既存の上記電気設備管理はPFI越谷広域斎場株式会社が行っていることから、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、PFI越谷広域斎場株式会社の構成企業である、株式会社大林組と特命随意契約を締結するものです。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 土木一式工事  |
| (2) 件名    | 防火水槽新設工事（第1号近隣公園）   |
| (3) 場所    | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  |
| (4) 履行期間  | 令和4年11月15日から令和5年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 18,425,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社鈴木組   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市赤山町2-180  |
| (8) 概要    | 防火水槽（100t）・・・1基   |
| (9) 理由    | 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の公園整備工事（（仮称）西大袋第一公園）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より、現場管理費及び一般管理費においてコスト削減できることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項6号により特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 管工事  |
| (2) 件名    | 市役所第二庁舎空調設備改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  |
| (4) 履行期間  | 令和4年11月18日から令和5年6月30日まで  |
| (5) 契約金額  | 37,950,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 太平・ナカノヤ・豊田特定建設工事共同企業<br>（代）株式会社太平エンジニアリング北関東支店   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1050<br>-2 与野太平ビル6階  |
| (8) 概要    | 第二庁舎1・2・4階（PC-z）系統、3・4・5階（PC-f）系統、3階（PC-c）系統、4階（PC-d）系統4階（AC-I）系統、5階（PC-h）系統、6階（PC-y）系統の空調室内機と空調室外機を交換する。  |
| (9) 理由    | 本工事は、越谷市役所第二庁舎の空調設備を改修するものであり、経年劣化により空調機を大々的に更新するとともに、併せて制御設備も改修する工事である。制御設備については、今後、市民協働ゾーン完成と共に、新庁舎、第二、第三庁舎一体となった制御システムを構築する予定であり、一部供用開始をしている越谷市役所新庁舎建設工事（機械設備）で設置した集中管理リモコンと密接な関係性がある。<br>このことから、集中管理リモコンを設置し、市役所全体の空調設備を熟知しているものが本工事を施工することにより安全性が確保され、施工に係る責任の所在が明確になることが期待できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、越谷市役所新庁舎建設工事（機械設備）の受注者である、太平・ナカノヤ・豊田特定建設工事共同企業体と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 管工事  |
| (2) 件名    | 保健所（3階）空調機フィルター交換修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市東越谷十丁目31番地  |
| (4) 履行期限  | 令和4年11月21日から令和5年3月17日まで  |
| (5) 契約金額  | 1,516,460 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社ナカノヤ   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11  |
| (8) 概要    | 保健所（3階）空調機フィルター交換修繕（32台）   |
| (9) 理由    | <p>【特命随意契約理由】<br/>本修繕は、保健所空調機の高性能フィルター等を交換修繕するものであり、機器等の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該空調機等の新設工事を施工し、かつ、現在の保守管理業者である株式会社ナカノヤに特命随意契約を締結するものです。</p> |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
- (2) 件 名 下水道築造工事（区6-106号線外1路線）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和4年11月22日から令和5年2月28日まで
- (5) 契 約 金 額 3,080,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者 有限会社杉本土建
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山2059-1
- (8) 概 要 路線延長 L=56.0m  
管体延長 L=54.6m  
硬質塩化ビニル管φ200 L=54.6m  
組立1号マンホール 1箇所  
取付け管及び樹 3箇所
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-106号線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコスト削減できることから、当該工事の受注者である有限会社杉本土建と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建築コンサルタント（登録有）  |
| (2) 件名    | 第二学校給食センター柱改修工事設計業務委託   |
| (3) 場所    | 越谷市大字大杉470番地  |
| (4) 履行期間  | 令和4年11月30日から令和5年3月24日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,960,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 越谷建築設計監理事業協同組合  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57  |
| (8) 概要    | 第二学校給食センターのコンテナ室と調理場間の柱はり接続部について、ひび割れ状況及び危険性を調査し、補強改修工事の設計を行う。<br>本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため、委託するものです。   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本設計業務委託は、柱はり接合部の状況について現地調査及び構造検討し、改修設計を行うものです。<br>柱はり接合部のコンクリート欠損状況について詳細検討を行ったところ、更なるコンクリート片落下等の危険性があることが判明したため、緊急に現地調査及び改修設計を行う必要があります。また、専門家の高度な知識及び技術等を必要とします。以上のことから、競争入札を実施する時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、早急に対応が可能である越谷建築設計監理事業協同組合と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 電気工事   |
| (2) 件名    | こしがや能楽堂空調機交換工事   |
| (3) 場所    | 越谷市花田六丁目6番地1   |
| (4) 履行期間  | 令和4年12月13日から令和5年3月24日まで  |
| (5) 契約金額  | 7,590,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 太洋電設工業株式会社   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市船渡1349   |
| (8) 概要    | こしがや能楽堂の空調機6台を撤去新設する。大広間3台、和室（井筒）1台、応接室2台。   |
| (9) 理由    | <p>本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、予定価格以内の応札者が無く、落札者の決定にいたりませんでした。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規程により随意契約にて執行いたします。</p> <p>なお、本案件は2回目に応札した1社である太洋電設工業株式会社に価格交渉を行った結果、予定価格以下で受注できることを確認できたため、当該業者と特命随意契約を締結するものです。</p> |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建築一式工事  |
| (2) 件名    | 総合体育館武道場床面修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市増林二丁目33番地  |
| (4) 履行期限  | 令和4年12月14日から令和5年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 2,641,595 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社マリン建物管理   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県川口市前川一丁目1番40号  |
| (8) 概要    | ・武道場床のサンディング及びウレタン塗装の塗り直しを行う。   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本修繕は、総合体育館武道場の床を研磨修繕するものですが、不特定多数の施設利用者の安全性等を確保するため、特に適正な施工が求められるほか、施設の構造上、粉塵が発生しないように作業を行う必要があり、これに対応する機器や高度な技術力等を有する者と契約する必要があります。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本市の競争入札参加有資格者において唯一対応可能な株式会社マリン建物管理を特命の相手方とし随意契約とするものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 平新川排水機場No. 3排水ポンプ修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市大字北川崎827番地  |
| (4) 履行期限  | 令和4年12月26日から令和5年3月24日まで  |
| (5) 契約金額  | 7,370,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 荏原実業株式会社<br>関東支社   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-4   |
| (8) 概要    | 平新川排水機場No. 3排水ポンプ修繕 一式   |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由：<br>本修繕は、経年劣化により不具合が生じた排水ポンプを修繕するものであり、当該機器に精通している者以外に修繕させた場合、今後の運転に支障をきたす恐れがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、製造メーカー特約店であり、施工業者である荏原実業株式会社関東支社と特命随意契約するものである。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 排水路整備工事（4-4）
- (3) 場 所 越谷市相模町六丁目地内
- (4) 履 行 期 間 令和4年12月27日から令和5年6月30日まで  
(5) 契 約 金 額 26,620,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 有限会社沖田土木
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市向畑528-4
- (8) 概 要 施工延長L=64.7m  
現場打ちU型水路設置工L=48.5m  
パネル設置工L=27.7m
- (9) 理 由 本工事は、既発注工事である排水路整備工事（4-1）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業を行うことにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減ができることから、当該工事の受注者である有限会社沖田土木と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 盛土整地工事（128街区外1街区）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和4年12月27日から令和5年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 5,247,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959  
(8) 概 要 敷地造成工 A=1555m<sup>2</sup>  
流用土盛土 V=908m<sup>3</sup>  
購入土盛土 V=143m<sup>3</sup>  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-94号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコストの削減ができることから、当該工事の受注者である矢島建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 盛土整地工事（124街区）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和4年12月28日から令和5年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 2,563,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 有限会社杉本土建
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山2059-1
- (8) 概 要 敷地造成工 A=316m<sup>2</sup>  
流用土盛土 V=120m<sup>3</sup>  
購入土盛土 V=134m<sup>3</sup>
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-106号線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より現場管理費及び一般管理費においてコストの削減ができることから、当該工事の受注者である有限会社杉本土建と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 宮本小学校エレベーター改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市宮本町五丁目85番地   |
| (4) 履行期間  | 令和5年1月16日から令和5年11月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 22,858,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 日本エレベーター製造株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 東京都千代田区岩本町1-10-3  |
| (8) 概要    | 工事の概要：宮本小学校のエレベーターを改修する。  |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本工事は、既設エレベーターをリニューアルする工事であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「日本エレベーター製造株式会社」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 桜井南小学校エレベーター改修工事外2校   |
| (3) 場所    | 越谷市大字下間久里226番地外   |
| (4) 履行期間  | 令和5年1月17日から令和5年11月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 32,670,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社日立ビルシステム<br>関東支社  |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1   |
| (8) 概要    | 工事の概要：桜井南小学校・南越谷小学校・明正小学校のエレベーターを改修する。  |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本工事は、既設エレベーターをリニューアルする工事であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「株式会社日立ビルシステム関東支社」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 大袋北小学校エアコン移設工事  |
| (3) 場所    | 越谷市大字袋山515番地  |
| (4) 履行期間  | 令和5年2月8日から令和5年6月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 2,464,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社ナカノヤ  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11   |
| (8) 概要    | 4階の音楽準備室に設置されてあるエアコンを3階6-1教室に移設する。  |
| (9) 理由    | 本工事は、既存エアコンを移設するものです。既存エアコンの維持管理はPFIこしがや学習環境整備株式会社がおこなっていることから、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、PFIこしがや学習環境整備株式会社の構成企業である株式会社ナカノヤと特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 小中学校空調設備デマンド値変更工事（新方小学校外21校）  |
| (3) 場所    | 越谷市大字北川崎178番地外21校   |
| (4) 履行期間  | 令和5年2月21日から令和5年3月28日まで  |
| (5) 契約金額  | 4,345,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社ナカノヤ  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11   |
| (8) 概要    | 工事の概要：新方小学校外21校の小中学校のエアコン使用時の電力の負担軽減を図るため、デマンド設定の変更工事を行います。   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本工事は、EHP方式のエアコンを使用している小中学校22校を対象にデマンドの設定値の変更工事を行うものです。既存エアコンの維持管理はPFIこしがや学習環境整備株式会社がおこなっていることから、令和3年度までPFIこしがや学習環境整備株式会社を契約相手方としていましたが、当該業者より会社の方針等により、施工を担当する構成企業を契約相手方として欲しい旨の申し出がありましたので、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、構成企業である株式会社ナカノヤと特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建築一式工事  |
| (2) 件名    | 旧蒲生小学校環境整備工事  |
| (3) 場所    | 越谷市蒲生旭町1番75号  |
| (4) 履行期間  | 令和5年3月10日から令和5年3月28日まで  |
| (5) 契約金額  | 6,270,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 高元建設株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市御殿町2-1-1  |
| (8) 概要    | 環境整備工事を行う。  |
| (9) 理由    | 本工事は、旧越谷市立蒲生小学校校舎等解体工事の施工中に、解体現場の隣接地より発見された浄化槽の撤去である。浄化槽の埋設場所が上記工事の施工範囲の隣接地であることから、同一業者に発注することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性及び品質を確保できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記既設工事の受注者である、高元建設株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 消防施設工事  |
| (2) 件名    | 東越谷小学校防火シャッター改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市東越谷六丁目1, 040番地   |
| (4) 履行期間  | 令和5年3月28日から令和5年9月29日まで  |
| (5) 契約金額  | 15,265,800円(税込み)  |
| (6) 受注者   | ユニオン防災株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市平方2141-15   |
| (8) 概要    | 工事の概要： <ul style="list-style-type: none"><li>・校舎内の防火シャッターに不具合が生じているため、改修を行う。</li><li>・全9箇所</li></ul>  |
| (9) 理由    | 特命理由：本案件は、一般競争入札にて再度入札を実施しましたが、落札者の決定にいたりませんでした。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。<br>なお、本案件は1回目、2回目に唯一応札したユニオン防災株式会社において、引き続き受注意欲が確認できたため、当該業者と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立小中学校屋内運動場等空調設備設置工事設計業務委託
- (3) 場 所 越谷市中町1番41号外
- (4) 履 行 期 間 令和5年3月6日から令和7年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 207,020,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 業務の概要：市内小中学校の屋内運動場および市内中学校の武道場における空調設備設置工事の実設計業務を委託する。  
委託目的：本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 【特命随意契約理由】本事業は、計42校の屋内運動場及び武道場に空調機を設置するもので、新築工事と改修工事の両方の要素が盛り込まれた難易度の高いものとなります。本件は、その設計を行うものですが、体育施設個々の容積に見合った適切な空調方式の検討、熱源の設計、動力設備の検討、設置による構造的安全の確認、室外機設置他機器取付の構造的検討など、業務範囲が多岐にわたるため、受注者には、高い履行能力が求められます。そこで、複数の市内設計事務所で構成された「越谷建築設計監理事業協同組合」に一括発注することにより、対象校を熟知した設計士を横断的かつ効率的に適正配置することが可能となり、設計における共通した問題に対しても、加入業者全体で対応することにより、対象校全てにおいて、品質確保の標準化、設計の統一性等が期待できます。以上のことから、本件の適正な履行のほか、工事全体の品質確保等を総合的に勘案した場合、市内単体業者での対応が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、複数の市内設計事務所で開催されている「越谷建築設計監理事業協同組合」と特命随意契約にて発注するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 建築コンサルタント（登録有）   |
| (2) 件名    | 越谷市役所外構整備工事監理業務委託  |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  |
| (4) 履行期間  | 令和5年3月17日から令和6年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,234,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 越谷建築設計監理事業協同組合   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57   |
| (8) 概要    | 越谷市役所外構整備工事の工事監理業務等を行う。（仮設連絡通路解体工事を含む。）<br>（計画変更通知他関係法令に関する行政手続きを含む。）  |
| (9) 理由    | 本業務は、越谷市役所外構整備工事の工事監理を委託するものである。外構工事については、現在、建設中の新庁舎建設工事、既存庁舎などと密接な関係性を持つことから、新庁舎建設工事の内容、既存庁舎を熟知し調整を図る必要性が生じる。<br>このことから、設計図書と現場との相違、現場にて発生する問題点等に迅速かつ正確に対応するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記の条件に該当し、新庁舎建設工事の監理者である「梓設計・越谷建築設計監理事業協同組合設計共同体」の構成員であり、かつ「越谷市役所新庁舎外構工事設計変更業務委託」を受注し実施設計業務を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」と特命随意契約するものである。 |